

令和7年度 千葉県公立高等学校入学者選抜に関する協議会 (第3回) 配付資料

ページ

開催要項----- 1

委員名簿----- 2

【資料】

- ・ 令和7年度千葉県公立高等学校入学者選抜に関する協議会（第2回）
の概要----- 3
- ・ 千葉県公立高等学校入学者選抜における併願制について----- 9
- ・ 令和9年度千葉県県立中学校入学者決定における報告書について----- 11
- ・ 令和9年度千葉県県立中学校入学者決定における自己申告書について----- 11

【別配付資料】

- ・ 公立高等学校入学者選抜における併願制の導入状況

令和7年11月10日（月）
千葉県庁 中庁舎9階 企画管理部会議室

令和7年度 千葉県公立高等学校入学者選抜に関する協議会（第3回）
開 催 要 項

1 日 時 令和7年11月10日（月） 午前10時から正午まで

2 会 場 千葉県庁 中庁舎9階 企画管理部会議室
千葉県中央区市場町1-1
043-223-4056

3 次 第

(1) 開会のことば

(2) 県教育委員会挨拶

(3) 委員紹介

(4) 報告

令和7年度千葉県公立高等学校入学者選抜に関する協議会（第2回）の概要について

(5) 協議

ア 現行の千葉県公立高等学校入学者選抜の課題について

イ 令和9年度千葉県県立中学校入学者決定の課題について

ウ その他

(6) 閉会のことば

令和7年度千葉県公立高等学校入学者選抜に関する協議会 委員名簿

No.	氏 名	職 名	備 考
1	佐藤 智司	千葉大学 副学長	大学関係者
2	野上 亮	淑徳大学 千葉キャンパス アドミッションセンター 千葉オフィス課長	大学関係者
3	吉野 毅	千葉県商工会議所連合会 専務理事	企業関係者
4	高梨 祐介 (澁谷 義範)	千葉県立千葉高等学校長 (千葉県高等学校校長協会 会長) 千葉県立匝瑳高等学校長 (千葉県高等学校校長協会 副会長)	高等学校校長協会 会長 (高等学校校長協会 副会長)
5	中村 孝幸 (成川 賢一)	千葉県立茂原高等学校長 (千葉県高等学校校長協会 高校入試対策委員長) 千葉県立成東高等学校長 (千葉県高等学校校長協会 高校入試対策副委員長)	高校入試対策委員長 (高校入試対策副委員長)
6	神子 純一	館山市立館山中学校長 (千葉県中学校長会 会長)	中学校長会 会長
7	丸 庸仁	成田市立成田中学校長 (千葉県中学校長会 進路指導部長)	進路指導部長
8	宮崎 晶子	習志野市立津田沼小学校長 (千葉県小学校長会 会長)	小学校校長会 会長
9	川並 芳純	光英VERITAS中学校・高等学校長	私立学校代表
10	石井 浩己	館山市教育委員会教育長	市教育長
11	富永 安男	鋸南町教育委員会教育長	町村教育長
12	鶴岡 克彦	千葉市教育委員会教育長	政令市教育長
13	根本 吉晴	千葉県高等学校PTA連合会 会長	PTA代表
14	富田 勇人	千葉県PTA連絡協議会 会長	PTA代表

令和7年度千葉県公立高等学校入学者選抜に関する協議会（第2回）【概要】

日 時：令和7年10月6日（月）

午前10時から正午まで

会 場：千葉県庁 議会棟1階 会議室1・2

1 出席委員（敬称略・名簿順）

佐藤 智司、吉野 毅、高梨 祐介、中村 孝幸、神子 純一、丸 庸仁、宮崎 晶子、
川並 芳純、石井 浩己（副会長）、富永 安男（会長）、鶴岡 克彦、根本 吉晴、
富田 勇人

2 次第

（1）開会のことば

（2）県教育委員会挨拶

（3）委員紹介

（4）報告

令和7年度千葉県公立高等学校入学者選抜に関する協議会（第1回）の概要について

（5）協議

ア 現行の千葉県公立高等学校入学者選抜の課題について

イ 令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜日程案について

ウ 令和9年度千葉県県立中学校入学者決定の課題について

エ その他

（6）閉会のことば

3 報告に対する意見・要望等

【令和7年度千葉県公立高等学校入学者選抜に関する協議会（第1回）の概要について】

・特になし

4 協議内容

（1）現行の千葉県公立高等学校入学者選抜の課題について

【事務局説明概要】

○入学許可候補者への配付資料の配付状況について

・約65%の高等学校では対面で、約30%の高等学校ではウェブサイト（特設サイト）のみで資料を配付している。

・複写式の書類や学校指定の用紙等は各家庭等でダウンロードすることができないため、入学許可候補者発表日に直接窓口で配付している学校が多い状況。

・入学許可候補者の状況に応じて、対面での対応が必要な学校もある。

○調査書における部活動等の記録の在り方について

- ・各高等学校は、学校の特色に応じて、加点の有無や基準を定めている。
- ・約80%の高等学校では、部活動の記録を調査書の得点として加点している。
- ・部長経験や3年間の継続を加点している高等学校もある。
- ・調査書の記載事項における「部活動等の記録の在り方」について御意見をいただきたい。

○外国人の特別入学者選抜について

- ・外国人の特別入学者選抜の受検者数は年々増加している。
- ・令和8年度入学者選抜から、第5学区の多古高等学校普通科、第6学区の九十九里高等学校普通科、第7学区の大原高等学校総合学科、第8学区の安房拓心高等学校総合学科で当該選抜を実施する。
- ・受検者数が多い高等学校においては、面接検査と作文検査だけで選抜することが難しい状況にある。
- ・現在検討している検査内容の改善案について御意見をいただきたい。

○転学について

- ・教育課程上支障がなければ、保護者の転勤等による一家転住の場合、いじめ等の緊急的な配慮が必要な場合及び在籍校で教育を受けることが困難な場合は転学試験の受験を認める方向で検討している。
- ・教育課程上支障がある場合とは、在籍校と転学希望先の高等学校との間において、履修科目が大きく異なり、転学後の補習時間を確保することが難しく、転学に際して教育課程の接続が困難になる状況等。
- ・在籍校で教育を受けることが困難な場合とは、人間関係上の理由、健康上の理由、経済的な理由がある場合を想定している。
- ・転学試験の受験要件の緩和について、御意見をいただきたい。

ア 入学許可候補者への配付資料の配付状況について

- ・配付資料の配付方法と合格発表の方法とをセットで考えるべき。現状ではどのような方法で合格発表が行われているのかを教えてください。

【事】各高等学校において、掲示とウェブ上での発表を行っている。

- ・合格発表については、掲示をやめ、ウェブ化するのも一案ではないか。
- ・配付資料については、書類をPDF化して電子で送受信できるシステムを導入できれば良いが、電子化が難しい場合、郵送と併用していくことになるのではないか。

【事】中学校及び高等学校の立場からも御意見をいただきたい。

- ・高等学校では学校の実情に合わせて、各高等学校で配付方法を検討して対応している。全高等学校で配付資料を電子化することができれば、中学校側の混乱もないと考える。
- ・中学校としては、配付資料を電子化で統一してもらえればありがたいが、統一には数年かかると思っている。
- ・今すぐ変えるのは難しいと認識しているが、合格者に対する高等学校からの配付資料の配付方法とともに中学校からの提出書類の電子化についても引き続き検討してほしい。

イ 調査書における部活動等の記録の在り方について

- ・現状8割の高等学校が各学校の特色に応じて、部活動の記録を何らかの形で評価している。この現状を鑑みると、「部活動等の記録」の欄が無くなると、各高等学校の特色を入学者選抜に反映しづらくなることが考えられるので、残した方が適切なのではないかな。
- ・「複数の記録を上限まで加点」している高等学校があることを考えると、たくさん書けば書いた方がよいとも読み取れる。8割の高等学校において、部活動の記録を加点しているのであれば、中学校では、たくさん書くし、保護者もたくさん書いてほしいと望む。そうなる、調査書の「部活動等の記録」の欄に、細かい字がたくさん入るという現状は変わらない。
- ・「部活動等の記録」の欄について無くすことはできないと思うが、記載する内容を必要最小限にしていくことについては、今後も検討していただきたい。
- ・家庭の事情等により部活動ができない子供たちは「部活動等の記録」の欄に書くことがなくなってしまう点についても考えていただきたい。
- ・高等学校では、部活動の記録による加点の基準を作り、丁寧に点数化している。作業は膨大であったが、子供の多様な力を評価していく上で大切な作業であった。
- ・現段階では、「部活動等の記録」は残した方がよいという意見が多数。ただし記載の仕方については、課題があるとの意見もあったので、引き続き検討してほしい。

ウ 外国人の特別入学者選抜について

- ・学力検査のような問題を課せられないかという要望もあるが、一般入学者選抜と同じ学力検査を外国人の特別入学者選抜の検査内容とすることが適切なのかと考えると疑問が残る。学力検査を課しても当該選抜を受検した者がほとんど得点できないのであれば、学力検査を課す意味はないと考える。各高等学校が特色や状況等に応じて学校独自問題や作文検査等を選択することができる学校設定検査を検査内容とするのがよいのではないかな。
- ・当該選抜の受検者は増加傾向にあるが、受検者数と選抜方法のバランスが大切だと考える。今後の受検者数の変容に対応できるように、準備をしておく必要がある。
- ・一般入学者選抜と同じ学力検査を課したとしても、母国語しか使えない受検者の学力は的確には測れない。各高等学校の特色に合わせて検査の内容を考えて設定していくべきではないかな。
- ・外国にルーツをもつ受検者はこれからも増えていくことが予想される。子供にどのような教育を受けさせたいのかという親の思いを汲んであげたい。各高等学校が生徒に身に付けさせたい力を設定し、それに沿った検査問題を作成するのがよいのではないかな。
- ・今まで全日制の課程での当該選抜の実施校がなかった学区に、新たに当該選抜の実施校を設けていただけるのはありがたい。郡部にも潜在的な必要数はあるだろう。日本語

を母語としない子の学力を正確に測るのは難しい。学校の状況、地域の実情に応じて検討してほしい。

- ・受検機会の確保は大切。高等学校側も特色を出していくのが大切。入口よりも出口を大切にしてほしい。期待する生徒像を明示していくのがよい。
- ・一般入学者選抜でも外国にルーツのある子はたくさん入学してくる。入学後のフォローについても支援をお願いしたい。
- ・県内全ての学区において全日制の課程でも定時制の課程でも当該選抜を受検できる環境が整ったとのことなので、その結果を分析するとともに、受検者や高等学校にとってより良い選抜となるよう、引き続き検討願いたい。

エ 転学について

- ・現行では、「保護者の転勤等による一家転住の場合」と「いじめ等の緊急的な配慮が必要な場合」については、転学試験の受験を認めている。事務局案の「在籍校で教育を受けることが困難な場合」も認める方向でよいと考える。
- ・「在籍校で教育を受けることが困難な場合」の中の「経済的な理由」への配慮が必要だと考える。履修科目を当該学年で補習しきれない場合もあると思うが、何とか対応していただけるとありがたい。
- ・第1回協議会の資料にあったように、「不適応」という理由で転学を希望する例もあるようなので、そのような事情を抱える子供に対しても配慮し、柔軟に対応することが望ましい。
- ・一家転住やいじめ等の緊急的な配慮が必要な場合に加え、人間関係のトラブルが原因で、不登校になってしまう子供が増えている。可能な範囲で、転学試験における受験要件を緩和する方向で進めていただきたい。

(2) 令和9年度千葉県公立高等学校入学者選抜日程案について

【事務局説明概要】

- 一般入学者選抜本検査の日程を「2月の第3火曜日、水曜日」に固定した原案を提示
- ・原案について御意見をいただきたい。

- ・曜日固定の受検日程は受検生にとって非常に不便なので、できれば日付固定にしてほしい。千葉県の県立中学校の入試が始まった当初は、入試日を曜日固定にしており、受検生が非常に混乱したため、日付固定にするように長年に渡りお願いした結果、現在は日付固定となっている。受検生にとっては日付固定が望ましい。高校入試においても、入試日を曜日固定ではなく、日付固定で実施することは不可能ではないのではないか。また、私学の多くは公立高校の入学許可候補者発表日の2日後に入学手続の最終締切日を設定している。3月4日以降に最終締切日を設定することになると、学校

と生徒にとっては入学式までの準備の面で、保護者にとってはお金の支払いの面で、また、制服を販売する業者にとっては準備の面で大変になる。教員の働き方改革の面などもあると思うが、できれば3月4日以降に最終締切日がこないように日程を設定してほしい。

【事】曜日固定の方がよいということで、昨年度の協議会において、ある程度の結論は出ているという認識であるが、改めて、中学校側、高等学校側に曜日固定のメリットとデメリットについて御意見をいただきたい。

- ・曜日固定だと生徒が混乱をきたすとの発言があったが、どういうことか御説明いただきたい。
- ・私学では、入試日は固定されているものという認識である。また、受検生は固定された日付を認識していると理解している。曜日固定の場合、毎年入試日が異なることになるため、それが受検生にとってよいのかという懸念がある。

【事】現在、県立中学校の1次検査は、受検する小学生が学校を休むことが無くて済むように、12月の第1もしくは第2土曜日になるように曜日固定をしている。ただし、2次検査は、私学の入試日程と重なるということもあり、私学協会と調整をしていく中で、複数校の受検ができるように日付固定にしている。

- ・現状について、火曜日から実施するのは、検査問題の保管・管理の関係もある。さらに採点について、週休日を挟むのはよくない。効率を考えても、課業日の間に連続して行えるのがよい。大学入学共通テストは、曜日固定になっている。
- ・生徒を指導するには、曜日固定の方がありがたい。
- ・この改革は、子供たちのための改革である。教員のやりやすさではない。受検生ファーストで考えるべきである。直前の対応もあるので、前の日が動ける、後の日も動ける方が、子供たちに対応できる。祝日との兼ね合いもあるので曜日固定の方がよい。
- ・令和11年度と12年度は、週を早めれば、曜日固定でも対応できるのではないか。
- ・柔軟に1週間繰り上げるなどの対応ができればよい。
- ・令和9年度入学者選抜の日程については、事務局案を支持する。

(3) 令和9年度千葉県県立中学校入学者決定の課題について

【事務局説明概要】

○令和9年度千葉県県立中学校入学者決定における報告書について

- ・配慮の必要な志願者の心理的負担等とならないよう、報告書から「特別活動の記録」、「行動の記録」、「出欠の記録」、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の4項目を削除することを検討している。
- ・原案について御意見をいただきたい。

- ・「特別の教科 道徳」の記録は残さないということだが、「総合所見」を無くして、「総合的な学習の時間の記録」を残した意図は何か。

【事】「総合的な学習の時間の記録」は、学習の評価ということで残している。探究的な学習の成果を残したいと考えている。

- ・受検生がどのようなことを頑張ってきたのかを評価する上で、「総合的な学習の時間の記録」では、判断できないのではないかと考える。
- ・基本的には事務局案に賛成。志願理由書があれば、小学校で学んできた内容について補完できる。
- ・不登校の児童の心理的負担等とならないように、「出欠の記録」の欄を削除することについては特に問題はないと考えるが、指導要録にある「特別の教科 道徳」の記録を記載する欄がないことには、違和感がある。報告書に、「特別の教科 道徳」の記録を記載する欄がないことについて協議されたのか。また、志願理由書についても、心配が残る。志願理由書は保護者の責任において記入するものであり、小学校長が見ることはないので、内容については、面接検査にて確認することになると思うが、大人とのコミュニケーションが得意な児童が有利になってしまうのではないかと心配である。また、報告書からその子の頑張りをアピールする欄が減ったことは、残念である。

【事】いただいた意見をもとに、削除する項目について改めて検討したい。

- ・高校入試における調査書には、「特別活動の記録」の欄は残っているが、県立中学校の入学者決定における報告書からは削るのか。

【事】高校入試における、「特別活動の記録」は、学級活動、生徒会活動及び学校行事における具体的な役職名を記入できる欄として残っている。中学校の指導要録では、「○」をつける書式なので、具体的には見えてこない。報告書から削除してもよいのではないかと考えている。

- ・「総合所見」は、残してもよいのではないかと。

【事】再度検討していきたい。

- ・志願理由書の書式を小学生でも書きやすいものにした方がよいのではないかと。

公立高等学校入学者選抜における併願制について

1 千葉県における一般入学者選抜の状況（全日制の課程の普通科）

- (1) 単願制：1校のみに志願
- (2) 学力検査：マークシート方式と記述式の併用
- (3) 学力検査の採点基準：各学校が定める問題もある（国語の作文など）
- (4) 学校設定検査：全ての学校が実施（面接、作文、自己表現など）
- (5) 一般入学者選抜で欠員が出た場合：第2次募集を実施

2 公立高等学校入学者選抜における単願制と併願制

- (1) 単願制
 - 1校のみに志願
 - 家庭の経済的な事情等により、本来の第1志望校にチャレンジするのではなく、合格できそうな学校を受検するという選択をせざるを得ない場合がある
- (2) 併願制
 - 複数校に志願（合格する学校は1校のみ）
 - 他府県の導入事例では2つのタイプがある

タイプ（型）		特徴		
I型	志望度優先型	志望度が高い学校を複数志願可能	➡	単願制と比べると、本来の第1志望校にチャレンジしやすい
II型	欠員補充型	欠員があった学校のみ併願可能	➡	志願できる学校が制限される

3 他府県における併願制の導入状況

	タイプ（型）	学力検査の採点基準	学校が独自に設定する検査	併願制以外の選抜	学区	
					第1志望	第2志望
愛知県	I型	全校共通	※	推薦選抜 特色選抜	有	有
兵庫県	I型	全校共通	無	推薦入学 特色選抜	有	有
京都府	I型+II型	全校共通	無	前期選抜 後期選抜	有	有
福岡県	II型	全校共通	無	推薦入学者選抜 特色化選抜	有	無
奈良県	II型	全校共通	※	無	無	無

（一部の特色あるコース等を設置する普通科を除く全日制の課程の普通科の状況）

※一部の学校のみ実施

4 DA方式による併願制

(1) DA方式＝受入保留 (Deferred Acceptance) 方式

- ①志願者が併願したい学校を志望度が高い順に登録する。
 - ②検査（1回）を行う。
 - ③DAアルゴリズムを用いて、志願者が併願した学校のうち、合格最低点を上回っている中で最も志望度が高い1校を入学先として割り当てる。
- ※合格最低点を上回っている複数校の中から、志願者が進学先を決めるものではない。

(例) 志願者A・Bの第1志望校を α 高校、第2志望校を β 高校とした場合

【単願制の場合】

志願者	総得点	受検校(合格最低点)	可否	状況
A	620点	β 高校(550点)	合格	第2志望校の β 高校を受検したが、総得点は第1志望校の α 高校の合格最低点を上回っていた
B	580点	α 高校(590点)	不合格	第2志望校の β 高校の合格最低点は上回っていたが、 α 高校を受検したため、欠員がある学校の第2次募集を受検



【DA方式の場合】

- 志願者Aは β 高校ではなく、第1志望校の α 高校に合格となる可能性がある。
- 志願者Bは第2志望校の β 高校に合格となる可能性がある。

(2) DA方式のメリット

志願者が合格できる中で最も志望度が高い学校に合格できるため、志願者の本来の志望と実力に応じた最適な進路選択が可能となる。

5 千葉県の公立高等学校入学者選抜に併願制を導入する場合の検討事項と懸案事項

検討事項	懸案事項
● 学校設定検査の在り方 ● 学力検査の在り方 ● 併願可能な学校数	● 学校設定検査の評価基準は学校ごとに異なるため、志願者は併願する全ての学校で学校設定検査を受検する必要があり、併願可能な学校数が増えれば、受検者自身の負担も増える。 ● 学校設定検査を実施しない場合、各学校の特色を入学者選抜に反映しづらくなる。 ● 学力検査においても採点基準が学校ごとに異なるため、採点は学校ごとに行う必要があり、志願者数が増えれば、採点に要する日数が増え、教員の負担も増える。

令和9年度千葉県県立中学校入学者決定における報告書について（再提案）

1 千葉県県立中学校入学者決定における報告書の記載項目

＜前回の提案＞

	現 在		令和9年度入学者決定からの案
1	各教科の学習の記録	1	各教科の学習の記録
2	総合的な学習の時間の記録	2	総合的な学習の時間の記録
3	特別活動の記録		
4	行動の記録		
5	出欠の記録		
6	総合所見及び指導上参考となる諸事項		

＜今回の提案＞

	現 在		令和9年度入学者決定からの案
1	各教科の学習の記録	1	各教科の学習の記録
2	総合的な学習の時間の記録	2	総合的な学習の時間の記録
3	特別活動の記録		
4	行動の記録		
5	出欠の記録		
6	総合所見及び指導上参考となる諸事項	6	総合所見及び指導上参考となる諸事項

【項目6「総合所見及び指導上参考となる諸事項」を残す理由】

志願者本人が記載する「志願理由書」に加え、小学校が作成する「報告書（総合所見及び指導上参考となる諸事項）」の記載内容を併せて確認することで、受検者の小学校における活動の実態等を中学校がより正確に見取ることができるため。

令和9年度千葉県県立中学校入学者決定における自己申告書について

1 千葉県県立中学校入学者決定における自己申告書の変更

	現在	変更後（案）
記載内容	欠席が多い理由（年間欠席日数が30日以上の場合とする。）又は障害があることによって生ずることがら等を記入	障害又は病気、怪我等の状況について記入

＜備考＞

- ・自己申告書は、入学候補者の内定を判定する資料には入れない。
- ・自己申告書の提出は、任意。
- ・自己申告書は、志願者が在籍する小学校が記載内容を確認する必要はない。

現在の県立中学校入学者決定の報告書と変更案

様式1 (A4判縦長)

報告書
(県立中学校用)

受検番号	ふりがな	ちば はなこ	性別
※	氏 名	千 葉 花 子	女

1 各教科の学習の記録						2 総合的な学習の時間の記録							
教科	観 点 別 学 習 状 況			評 定		学習活動・評価							
	観 点	5年	6年	5年	6年								
国語	知識・技能	A	A	3	3	5年	環境に及ぼす影響について話し合いを重ね、生物の多様性を守るための取組について新聞にまとめた。						
	思考・判断・表現	A	A										
	主体的に学習に取り組む態度	A	A										
社会	知識・技能	A	A	2	3					6年	地域の祭りに関心をもち、資料館で調べたり、実際に参加したりして、祭りの良さや大切さを実感した。また、伝統行事を受け継ぐために自分たちができることを話し合い、地域に発表した。		
	思考・判断・表現	B	A										
	主体的に学習に取り組む態度	B	A										
算数	知識・技能	A	A	3	3								
	思考・判断・表現	A	A										
	主体的に学習に取り組む態度	A	A										
理科	知識・技能	B	A	2	3								
	思考・判断・表現	A	A										
	主体的に学習に取り組む態度	B	A										
音楽	知識・技能	B	B	2	2								
	思考・判断・表現	B	B										
	主体的に学習に取り組む態度	B	B										
図画工作	知識・技能	A	A	2	3								
	思考・判断・表現	B	A										
	主体的に学習に取り組む態度	B	A										
家庭	知識・技能	B	A	2	3								
	思考・判断・表現	B	B										
	主体的に学習に取り組む態度	A	A										
体育	知識・技能	B	B	2	2								
	思考・判断・表現	B	B										
	主体的に学習に取り組む態度	B	A										
外国語	知識・技能	A	A	2	2								
	思考・判断・表現	B	B										
	主体的に学習に取り組む態度	B	A										
評 定 合 計					20	24							
5 出欠の記録													
学年	欠席日数	主な欠席理由											
5年	3	骨折による入院3日											
6年	0	/											
6 総合所見及び指導上参考となる諸事項													
基本的な生活習慣が身に付いている。明るく積極的にコミュニケーションをとり、友達をたくさんつくることができた。学習面でもよく努力をし、どの学習にも意欲的に取り組んだ。特に理科への関心が高く、実験結果をもとに熱心に考察した。6年では学級委員長としての自覚をもち、責任感をもって取り組んだ。 令和6年度千葉県児童生徒科学作品展 科学工夫作品の部 優良賞 受賞													
本書の記載事項に誤りのないことを証明します。													
学 校 名 ○○市立○○小学校													
校 長 名 美 浜 海 雄 印													
令和 6年 12月 25日 記載責任者 職 氏名 教 諭 若 葉 育 子													

項目「3 特別活動の記録」「4 行動の記録」「5 出欠の記録」を削除

現在の自己申告書（県立中学校）

様式3（A4判縦長）

自己申告書

年 月 日

- ☐ 千葉県立千葉中学校長 様
- ☐ 千葉県立東葛飾中学校長

受検番号

小学校名

志願者氏名

私は、千葉県立* 中学校を志願するにあたり、次のことがらについて説明します。

ことがら：
説明：

保護者氏名

注意

- 1 千葉県立千葉中学校志願者は千葉県立千葉中学校長の□に、千葉県立東葛飾中学校志願者は千葉県立東葛飾中学校長の□にレを記入すること。
- 2 *については、千葉県立千葉中学校志願者は「千葉」、千葉県立東葛飾中学校志願者は「東葛飾」と記入すること。
- 3 ことがらの欄には、欠席が多い理由（年間欠席日数が30日以上の場合とする。）又は障害があることによって生ずることがら等と記入すること。
- 4 この自己申告書は、報告書等とともに志願した中学校の校長に提出すること。
- 5 受検番号、小学校名及び志願者氏名は、志願者が黒のボールペン又は万年筆を使用して記入すること。
- 6 上記のわくの中は、志願者が鉛筆（HB、B又は2B）等で、はっきり書くこと。
- 7 原則として志願者が記入すること。なお、特別な事由で保護者が代筆、加筆した場合はその旨を記入すること。
- 8 保護者氏名は、保護者が黒のボールペン又は万年筆を使用して記入すること。

現在の自己申告書（高等学校）

様式4（A4判縦長）

自 己 申 告 書

年 月 日

高等学校長 様

（※受検番号

中学校名

志願者氏名

私は、貴校の（ 全日制 ・ 定時制 ・ 通信制 ）の課程を志願するに
当たり、障害又は病気、怪我等の状況について申告します。

保護者氏名

注意

- 1 黒のボールペン又は万年筆による志願者の直筆とする。ただし、枠内については、鉛筆による志願者の直筆でもよい。なお、特別な事由で保護者が代筆、加筆した場合はその旨を記入する。記入後、志願者は、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をする。
- 2 本検査の出願においては、中学校に在籍している志願者は、1の封筒を在籍中学校の校長を通じて、志願する高等学校の校長に提出する。ただし、インターネット出願によらない出願の場合は、在籍中学校の校長に報告した上で提出する。また、中学校に在籍していない志願者は、志願する高等学校の校長に直接提出する。
- 3 障害又は病気、怪我等があるため通常の検査方法では受検が困難であると認められる志願者に対する措置については、別記9（87ページ参照）により「受検に係る特別配慮申請書（様式21）」を提出すること。
- 4 ※印の欄は、記入しない。